



## 原付オリジナルナンバープレート案に投票を!

市では原動機付自転車オリジナルナンバーを作製しており、3案を検討中です。

市民のみなさんや竹原市を応援してくれる方々の投票により、1つに決定します。是非、投票してください。

投票は市役所ロビー（開庁時間のみ）、道の駅たけはら及び市公式Twitterで次の期間行います。

### 投票期間

12月8日（火）～21日（月）

### 問い合わせ

税務課市民税係

☎ 22-7732



## 水道管の冬支度を

水道管は寒さが苦手です。寒さのため水道管が凍ったり、破裂したりすることがあります。特に、露出しているものや、日陰や風当たりの強いところにある水道管は毛布や布などの保温材料で守りましょう。

水道管が破損したときは、メーターボックス内の止水栓を右回りに閉め、最寄りの指定工事店（市ホームページに掲載）に修理を依頼してください。

### 問い合わせ

水道課庶務係

☎ 22-7768



▲詳しくはこちら



## 福祉バス年末年始運休について

福祉バスを、次の期間運休します。

### 運休期間

12月29日（火）

～令和3年1月3日（日）

### 年始運行開始日

令和3年1月4日（月）

### 問い合わせ

健康福祉課介護福祉係

☎ 22-7743



## 電子図書館

### ぜひご利用ください

11月1日から電子図書館が始まっています。

お持ちのPC・スマートフォンで、電子図書がご利用いただけます。

**対象** 市内在住の竹原書院図書館登録者

**貸出冊数** 3冊

**貸出期間** 2週間

**予約冊数** 3冊

※利用パスワードなど詳しくは図書館ホームページを確認するか、図書館までお問い合わせください。

### 問い合わせ

竹原書院図書館

☎ 22-0778



◀詳しくはこちら



竹原市役所

〒725-8666

竹原市中央五丁目1番35号

https://www.city.takehara.lg.jp/

## 人のうごき

（住民基本台帳登録者数）

人口 24,618人

男 11,759人

女 12,859人

12,241世帯

1年前 25,163人

5年前 27,272人

－10月31日現在－



## 竹原市ホームページ バナー広告募集

市ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。

**掲載位置** トップページの下段

**掲載料** 1枠 月額5,000円

### 申込方法

所定の申込書（市ホームページからダウンロード）に必要事項を記入のうえ、会社組織の場合は法人の登記事項証明書を添付し、企画政策課（〒725-8666 住所不要）に郵送または持参してください。

### 問い合わせ

企画政策課秘書企画係

☎ 22-0942

施工歴30年以上の優良店

外壁・屋根・内装も **塗装**のことならお任せ(^\_^)/

よつば塗幸広島

竹原市塩町2-4-30-2

代表 中村 伸二

☎080-8240-4140



広告

## ひだい法律事務所

広島弁護士会所属 弁護士 千鯛 潤

お困りの方はお気軽にご相談下さい

三原駅より徒歩3分

TEL:0848-38-1303

三原市城町1丁目8-7 啓幸ビル4階

広告

## **i** 年末交通事故防止 県民総ぐるみ運動

### ●令和2年広島県交通安全 年間スローガン

「あおるより  
ゆずるあなたが  
カッコいい」

12月1日(火)～10日(木)  
は年末交通事故防止県民総ぐるみ  
運動期間です。

#### ①子どもと高齢者の安全な通 行の確保

信号機のない横断歩道での一  
時停止や、早めのライト点灯に  
より、歩行者への思いやりを  
持った運転をしましょう。

#### ②高齢運転者の交通事故防止

高齢者は、運動・運転能力が  
低下していることを自覚し、慎  
重な行動に努めましょう。

運転者は、高齢者マークをつ  
けた車を見かけたら、思いやり  
運転を行いましょう。

#### ③飲酒運転の根絶

飲酒運転の悪質性や危険性、  
事故の悲惨さ、処分の重さを十  
分に認識し、飲酒運転の根絶に  
努めましょう

#### ④自転車の安全利用の推進

自転車の交通ルール遵守と歩  
行者優先を徹底しましょう

#### 問い合わせ

危機管理課  
☎22-2283  
竹原警察署  
☎22-0110

## **i** 住宅用地の申告を

住宅の敷地として使用してい  
る土地については税負担を軽減  
する特例措置があります。

この特例措置を正しく適用す  
るために、土地や家屋の利用状  
況が変わった場合は申告してく  
ださい。

#### 申告が必要な場合

- ①家屋の全部または一部の用途を変  
更した場合(店舗から住居へなど)
  - ②土地の利用状況を変更した場合  
(住宅の庭から有料駐車場へなど)
- ※住宅用地でなくなった場合に  
は、税負担を軽減する特例措  
置が適用されません。

#### 問い合わせ

税務課資産税係  
☎22-7732

## **i** 3010 運動を 実践しましょう

3010 運動は、会食時の食べ  
残しを減らすためのキャンペー  
ンで、〈開始後30分間〉〈お開  
き前10分間〉は席を立たずに、  
料理を楽しむよう呼びかけて、  
食品ロスを削減するものです。

職場や知人との会食から始め  
て頂き、一人ひとりが「もった  
いない」を心がけ、楽しく美味  
しく会食を楽しみましょう。

#### 問い合わせ

市民課生活環境係  
☎22-2279

## **募** アヲハタ奨学金

給付型奨学金(返還不要)の  
受給希望者を募集します。

#### 対象

大学(4年制のみ)に進学を  
予定している人

#### 資格

- ①本人または保護者が市内に住  
んでいること
- ②学力優秀であること
- ③経済的理由により修学が困難  
であること
- ④本人または保護者が市税等を  
滞納していないこと

#### 募集人数

2人

#### 決定方法

申請書などを審査して内定  
※時期については、4月上旬頃  
を予定しています。

#### 給付額

3万円/月

#### 給付時期

在学する大学の正規の修学期  
間とし、原則4月・9月・1月  
に給付

#### 受付期間

令和3年2月15日(月)～  
3月1日(月)

※貸与型(無利子)の奨学金・  
修学支度金の募集は、広報た  
けはら1月号に掲載します。

#### 問い合わせ

総務学事課学事係  
☎22-2329

# スポーツクラブENJOY竹原 グループスタジオ 完備!

竹原市民の皆さん限定! 12月入会キャンペーンを実施いたします!

成人:トリプル0円(入会金・当月会費・手数料)+翌月も会費0円 **感染予防対策実施!**

スクール:ダブル0円(入会金・当月会費)+翌月も会費0円

会社経営の皆様! 法人会員も募集しています!  
詳しくはENJOY竹原フロントへお問い合わせください!

竹原市中央1-11-6  
TEL:0846-22-7500  
毎週火曜日定休日 平日10時～21時30分 日曜10時～17時

6か月未満で退会された場合  
初回費用をお支払い頂きます。

## ① 障害児のための サポートファイル配布

サポートファイルとは、支援の必要な人が生涯にわたって一貫して継続した支援が受けられるよう、乳幼児期から成人期に至るまで継続してその人の情報を記録していくファイルです。

健康・育ち・暮らし・特性等を保護者が記録しておき、学校や病院、福祉施設等へ提示することで、本人についての同じ説明を繰り返す負担が軽減され、また保護者がいなくなっても、支援者に必要な情報を提供できます。市が無料で配付しています。記入の仕方など、不明な点はお問い合わせください。

### 配付場所

健康福祉課・保健センター・  
障害者相談支援センター・家庭  
児童相談室・支所・出張所

### 問い合わせ

健康福祉課障害福祉係

☎ 22-7743

保健センター

☎ 22-7157

地域支援センターまいらいふ

☎ 24-6556

## ① 社会保険控除 証明書の保管を

国民年金保険料は、所得税・住民税の申告において、全額(その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料)が社会保険料控除の対象となります。

また、配偶者や家族の負担すべき国民年金保険料を納めた場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

### ●社会保険料控除を受けるためには

国民年金保険料を納めた際の領収証書や、日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要です。年末調整や確定申告の際には必ずこの領収証書もしくは証明書を添付してください。

控除証明書は、令和2年1月～9月に国民年金保険料を納付した人には11月上旬に送付されています。令和2年10月～12月に今年初めて国民年金保険料を納付した人には、令和3年2月上旬に送付されます。

### 問い合わせ

呉年金事務所

☎ 0823-22-1691

## ① 中小企業向け 共済制度のご案内

### ◆小規模企業共済制度

小規模企業の経営者や役員の人が、廃業や退職時の生活資金などのために積み立てる共済制度です。掛金が全額控除できる等の税制メリットに加え、事業資金の借入れもできる、お得で安心な退職金制度です。

### ◆経営セーフティ共済制度

万が一取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、共済金の貸付が受けられる共済制度です。

### 問い合わせ

(独) 中小企業基盤整備機構共済相談室

☎ 050-5541-7171

## ① 家屋を取り壊した 人は申請を

固定資産税は毎年1月1日現在を基準日として課税されるため、令和3年1月1日に家屋が存在していた場合には、令和3年度の固定資産税が課税されます。家屋(住宅、倉庫など)の一部や全部を取り壊したときは、申告してください。

ただし、登記されている家屋を取り壊した場合で、法務局で滅失登記の手続きをした人は、申告の必要はありません。

また、すでに取り壊している家屋について、基準日より後に申告をされた場合には、基準日に取り壊していたことの確認ができないため、原則申告したその年は課税の対象になりますのでご注意ください

### 問い合わせ

税務課資産税係

☎ 22-7732

## 第68回市総合文化祭市美術展入賞者

たけはら美術館文化創造ホールで市美展が開催され、多くの来場者でにぎわいました。入賞者は次のとおりです。(敬称略・順不同)

### 市長賞

吉木 有為子(写真)

### 議長賞

田中 澄子(絵画)

### 教育委員会賞

藻塩 芳昭(書)

### 文化団体連盟賞

松井 フクミ(絵画)

神田 道子(絵画)

高杉 ミサエ(工芸)

藤井 朋子(書)

実藤 義城(写真)

### 美術協会賞

中上 美代子(絵画)

花岡 和幸(絵画)

宮原 須美(工芸)

大隅 建夫(写真)

### 奨励賞

表 スマノ(絵画)

西林 俊子(絵画)

山下 万子(絵画)

平山 喜美子(工芸)

新谷 壽康(書)

田畑 露子(写真)



### ▲市長賞

吉木 有為子 さん

### 問い合わせ

文化生涯学習課  
生涯学習係

☎ 22-2328



## 学校給食センター給食物資納入業者登録申請

令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）の竹原市学校給食センターへの給食物資の納入を希望される業者は、登録申請をしてください。現在、登録済の業者も申請が必要です。

### 要件

- ①竹原市内に本店、支店、製造工場、営業所があること、又は現在学校給食に物資を納入していること
  - ②製造業者、卸売業者及び小売業者であること
  - ③工場、店舗及び販売所等固定した営業施設などがあり、緊急に即応できる体制が整っていること
  - ④2年以上の営業経歴があること。
- ※新たに組合等を組織して登録する場合は、各組合員等が2年以上の営業経歴があること
- ⑤工場及び営業施設等の管理状況並びに食品衛生保持の状態が優秀であり、従業員に対する健康管理が十分行き届いていること
  - ⑥仕入れ及び製造加工能力が十分あり、指示した期日、時刻に指定した場所に納入できる配送能力があること

- ⑦市税及び消費税を完納していること。
- ⑧営業に関し、法律上資格を必要とする業種は、その資格があること。

### 申請方法

令和3年1月12日（火）～25日（月）に、必要書類（学校給食センターに備え付け、又は市ホームページからダウンロード）を、学校給食センターへ提出してください。

※竹原市物品調達等・委託役務競争入札参加資格の認定を受け、名簿に登録のある者は、書類を省略することができます。

### 問い合わせ

学校給食センター  
☎ 22-2350

## 高齢者の安心確保のために

高齢者のみなさんが安心して暮らせるために、次のような安心サービスがあります。ぜひ、自分に合ったサービスをご利用ください。

### 《外出時の安心のために》

#### 「あんしんホルダー登録システム」

高齢の人が外出時に倒れたり、事故にあった時に、家族へ連絡を取ることができるシステムで、登録者は約1,000人に上っています。これまでに、登録をしている事で早急に連絡が取れたという事例もあるため、認知症等の理由により外出が不安な人もご利用ください。

対象者 概ね65歳以上の人

登録料 無料

交付するもの

シール8枚、キーホルダー2個

マグネット1枚

#### ○登録をしている人へ

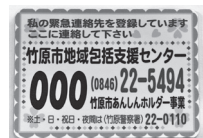
外出時にはキーホルダーを携帯し、シールは所持品に貼り付けてください。マグネットは、家の中での緊急事態に備えて、目につきやすい所に貼り付けてください。



▲あんしんホルダー



▲あんしんシール



▲あんしんマグネット

#### ○市民のみなさんへ

あんしんホルダー等を携帯した人が急病等で、家族の連絡先が分からない場合は、ホルダーの裏面の連絡先に電話をしてください。

また、街中で困っている人がいた場合は、念のため「あんしんホルダー」を携帯していないかを確認してください。

### 《自宅での安心のために》

#### 「あんしん電話」（緊急通報システム事業）

健康や介護に関すること等、24時間いつでも連絡・相談ができる「あんしん電話」をご利用ください。

急病・けが等の緊急時にはコールセンターから救急車の手配等対応します。

対象 概ね65歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯

利用料 月額510円

※住民税課税世帯は、別に1,300円が必要

問い合わせ 健康福祉課介護福祉係

☎ 22-7743